

「第六章 よりよい世界？ + 総括」

(課題文献 ピーターシンガー「グローバリゼーションの倫理学」)

. 要約

他の人々の国を自分の国だと思ふこと、国なんて存在していないと想像すること、全ての人々が世界を共有していると想像すること。それらは理想家の夢に過ぎないとこれまで考えられ、実践上の影響力を持ちうることはなかった。そうした時代において、他国に対する義務なんて不介入程度のもので、さして考える必要のある事柄ではなかった。

しかし、時代は大きく変わった。たとえば今我々が温暖化ガスを大量に放出すれば、海面の上昇によって沈没する国が存在することが分かっている。石油やダイヤモンドを購入すれば、それによって独裁者が利益を得て、暴政を強めるかもしれない。技術の進歩によって、我々の行いが他に与える影響は大きくなっていて、そして、その影響がどんなものなのかを知ることができるようになった。それゆえ以前のように不介入のみを他国に対する義務とは考えられなくなっているのだ。今では、自国のみではなく地球全体の利益を考えることが求められているのだ。

これまでの章で見てきたように京都議定書や国際司法裁判所など世界全体の利益を考えて、実現に至ったものも多くある。しかしこうした流れには最大の障壁 つまりアメリカの自分だけよければいいという発想 が大きく立ちはだかっているのである。アメリカは世界最大の浪費国民を抱え、世界最大の大気汚染国かつ世界最大の富裕国であるにも関わらず、京都議定書への参加を拒否し、国連への多額の債務を残しているのだ。これは非常に大きな障害である。世界全体の利益を考える者がこの障害に対してできることは、正しい道を進んでいけば、やがてアメリカは恥じてこの取り組みに参加するであろうと信じるこくくらいであろう。

グローバルな解決が求められることが増えると言うことは自国について単独で決定できる範囲が減るということでもある。そのためグローバルな問題に取り組み、解決策を実行する機関は強力でなくてはならないだけでなく、独裁主義に陥らないようにされなくてはならない。これも困難な課題ではあるが、今後しっかりとした答えを出さなくてはならないものである。なぜならグローバルな問題をどううまく処理していけるかに我々の未来がかかっているのだから。

．総括

第一章では、技術の進歩やテロリズム、経済活動範囲の拡大などによって、これまでのように自国だけを考えている多くの問題が解決できなくなっているため、そうした問題に対応するものとして、「ひとつの世界」という概念をシンガーは提出した。これを受けて我々は『グローバルな問題の責任の所在はどこにあるのか』、『グローバル社会では何もかもを全ての人に対して正当化しなくてはならないのか』といったことを考察した。前者に関しては『国家』あるいは『先進諸国』という答えが目立った。後者では『世間の関心の度合いによる』、『知人程度』、『全ての人に簡単でもいいから正当化すべき』という答えに分かれた。

第二章では、大気の問題を取り上げていた。京都議定書に代表される温暖化を防ぐ活動がある一方で温暖化防止よりも温暖化した世界に適応したシステムを生み出すほうが効率的だとの指摘もある。シンガーは過去を問題にしない公正さの観点から 時間 切断原則 全員に対する平等な割り当て 最低の状況にいる人びとを助ける 最大幸福原則の四原則を掲げている。我々は『シンガーの言う公正さは果たして真に公正なものか』、『先進国への免罪符的働きをする排出量取引を認めてしまえば、先進国への制限は無意味にならないだろうか』、『温暖化被害の請求先はどこか』といったことを考察した。

第三章では、W T Oが環境より商業を重視し、国の環境を保護しようという取り組みの妨げになっているものの、現在の仕組みではW T Oから脱退することは困難であることから主権は弱体化するという流れを指摘している。またW T Oは非常に非民主的であることにもシンガーは言及しており、民主化を進めるべきだと主張している。それに対し、我々は『W T Oの生産物 / 生産過程のルールをどう思うか』、『W T Oの民主化はどのようであるべきか』といったことを議論した。前者は『生産過程を無視することには明らかに問題があるので、こういう判断の仕方はやめて、個別的に取引に不当な差別がないかW T Oがチェックすべき』という意見が強かった。それゆえ後者の問が重要であったのだが、これについては意見が割れていた。この議論は第四章の国連改革に引き継がれた感がある。

第四章では、介入の正当化条件は大規模な殺害あるいは民族浄化が現に行われている、またはその危険性が高く、しかも介入が成功を収める十分な見込みがあることだとシンガーは述べている。この可能性を判断するのは国連しかないとしてシンガーは考えているが、現在の国連は介入の決定を下すほど十分に民主的とはいえないので、国連をより民主化する必要があるとしている。これに対し、我々は『国連の民主化はどのように行われるべきか』、『普遍的管轄権に賛成か否か』といったことを考えた。前者は『全会一致が最も民主的だが効率的に2 / 3 賛成でも構わないのではないか』、『発展途上国は正しい判断ができないだ

ろうからシンガーの言うように人口比で票を与えるのは危険』など多くの意見が出た。後者は『国際司法裁判所があるならそれでいいが、機能していないとしても、普遍的管轄権はない方がいい』と言うことでまとまった。

第五章では、「ひとつの共同体」について述べられていた。倫理的には誰の利益も配慮することが求められているが、現実には家族 > 友人 > 国民 > 外国人という式のようになっている。ただ偏愛全てが悪いということではなく、その偏愛が最善の帰結をもたらすかどうかのポイントとなる。そこでシンガーは家族や友人への偏愛を認めるが国民への偏愛は認めないとし、貧しい外国人へ貧しい国民と同様の支援をすべきとした。そして倫理的に要求できる支援は収入の1%だろうと彼は述べている。そこで我々は『なぜ国民を優遇してはならないのか』『赤の他人を助けることは義務なのか』と言ったことを考察した。前者を論じた際、社会学的な考えと倫理的考えが交錯してしまったが、『少なくとも倫理的観点から言えば公正の概念に反する』という意見が出た。後者については『義務ではない』という意見が目立っていたように思う。

．問題の定式化

- 1 . 第五章の定式化でも『赤の他人を救うのは義務か』ということは問われていたが、あまり議論が盛り上がりせずに終わってしまった。しかし、この問はグローバル社会で協力しましょうという際には答えておかななくてはならないものだと思う。つまり、何故我々は他国の民族浄化や大量虐殺などに介入をしなくてはならないのか。何故貧しい国々を支援しなくてはならないのか。こうした介入を行うことは当たり前のように思われがちだが、どんな根拠に基づいたものなのだろうか。
- 2 . 我々は第一章においてグローバルな問題の責任を取るのは国家、或いは先進諸国であるとしたが、世界共同体が可能としたならば、そちらが責任を取る方が好ましいと考えるか。或いはもっと別の責任の所在が適当だと考えるか。またその理由は何か。
- 3 . 世界共同体が誕生するならば国という枠組みはもう不要だと思うか。或いは国と言う枠組みは残したまま今の国連のような形で運営していくのがよいと思うか。その理由を国家の正当性に言及しながら答えること。
- 4 . 世界共同体ができるとしたならば、構成メンバーは人口比によって選出されるのが好ましいのだろうか。世界共同体ができたことによって国境がなくなったなら都市に人口が集中することが予想されるが、人口比による選出は公正と言えるだろうか。